

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 8年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市右京区鳴滝般若寺町他地内				
路線名又は河川名等					
工事名	河川維持補修工事（奥殿川他）				
工期	契約日の翌日から令和 9年 1月29日まで				
事業課（所）名	西部土木みどり事務所		単価使用年月	令和	年 月
工事番号			歩掛適用年月	令和	年 月
変更回数			基準適用年月	令和	年 月
主工種			単価地区		
前払金支出			調整区分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	3,811
堤防除草工	m2	15,600			
塵芥処理工	千m2	9.7			
掘削工	m3	11			

施 工 理 由

本件は、普通河川奥殿川他において、疎通能力及び良好な河川環境を確保するために、除草、散在塵芥処理及び掘削（浚渫）等を行うものである。					
--	--	--	--	--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2026年7月	
歩 掛 適 用 年 月	2026年7月	
基 準 適 用 年 月	2026年7月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込） 等の区分	備考
除草工	堤防除草工	除草処分	一般廃棄物(刈草)		t	35,000	処分費	
清掃工	塵芥処理工	処分費	一般廃棄物(塵芥)		t	13,640	処分費	
浚渫工	残土処理工	残土等処分	土砂（草根混じり土）		m3	18,000	処分費	

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（奥殿川他）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持							
		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
除草	肩掛式(カッタ径255mm)、有						単 1号
		m2	12,500				
除草	人力						単 2号
		m2	3,100				
集草	人力						単 3号
		m2	15,600				
積込・荷卸	ダンプトラック2t積級 梱包無し						単 4号
		m2	15,600				
運搬(堤防除草)	ダンプトラック（オンロード・ディーゼル・2t積級）、梱包無し、有り、5.5km以下、全ての費用						単 5号
		千m2	15.6				
除草処分	一般廃棄物（刈草）						単 6号
		t	5				
清掃工		式	1				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	収集・集積・積込み・運搬、有り、15.5km以下、持込、全ての費用						単 7号
		千m2	9.7				
処分費	一般廃棄物(塵芥等)						単 8号
		t	0.1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（奥殿川他）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
浚渫工		式	1					
掘削工		式	1					
掘削 人力運搬（積込～運搬～取卸し）含む 第7工区：西ノ川（No. 8+28）	土砂、現場制約有り 運搬距離60m以下	m3	10				単 9号	
掘削 人力運搬（積込～運搬～取卸し）含む 第7工区：西ノ川（No. 1+10）	土砂、現場制約有り 運搬距離40m以下	m3	1				単 10号	
残土処理工		式	1					
土砂等運搬	現場制約有り、人力、土砂（岩塊・玉石混り・土含む）、有り、8.0km以下	m3	10				単 11号	
残土等処分	土砂（草根混じり土）	m3	10				単 12号	
仮設工		式	1					
交通管理工		式	1					
交通誘導警備員	交通誘導警備員A（昼間）	人日	2				単 13号	
交通誘導警備員	交通誘導警備員B（昼間）	人日	40				単 14号	
直接工事費		式	1					
共通仮設		式	1					

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修工事（奥殿川他）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要	
共通仮設費（率計上）		式	1					
純工事費		式	1					
現場管理費		式	1					
工事原価		式	1					
一般管理費等		式	1					
工事価格		式	1					
消費税額及び地方消費税額		式	1					
工事費計		式	1					

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 1号	除草	肩掛式(カッタ径255mm)、有	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		肩掛式(カッタ径255mm), 有	m2	1			03-02-01	
CB320010								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1.000-00000 0.0 0

単 2号	除草	人力	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
除草		人力	m2	1			03-02-01	
CB320010								
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 3号	集草	人力	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
集草		人力					03-02-01	
CB320030			m2	1				
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 4号	積込・荷卸	ダンプトラック2t積級 梱包無し	単位	m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
積込・荷卸		ダンプトラック 2t積級 梱包無し					03-02-01	
CB320040			m2	1				
合計								
単価							円／m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 5号	運搬(堤防除草)	ダンプトラック (オンロード・ディーゼル・2t積級)、梱包無し、有り、5. 5km以下、全ての費用	単位	千m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
運搬(堤防除草)		ダンプトラック(オンロード・ディーゼル・2t積), 梱包無し, 有り, 5. 5km以下, 全ての費用	千m2	1			03-02-01	
CBJ32005								
合計								
単価							円／千m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 6号	除草処分	一般廃棄物 (刈草)	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)			t	1			単 15号 01-14-01	
WB020052								
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 7号	散在塵芥処理	収集・集積・積込み・運搬、有り、15. 5km以下、持込、全ての費用	単位	千m2	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
散在塵芥収集		収集・集積・積込み・運搬、有り、15. 5km以下、持込、全ての費用	千m2	1			03-02-04	
CBJ32071								
合計								
単価							円／千m2	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 8号	処分費	一般廃棄物(塵芥等)	単位	t	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費(t)			t	1			単 16号 01-14-01	
WB020052								
合計								
単価							円／t	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 9号	掘削 人力運搬(積込～運搬～取卸し)含む 第7工区:西ノ川(No. 8+28)	土砂、現場制約有り 運搬距離60m以下	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 CB210100		土砂, 現場制約あり	m3	1			02-01-02	
人力運搬(積込み～運搬～取卸し) CB211150		60m以下	m3	1			02-01-04	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 10号	掘削 人力運搬(積込～運搬～取卸し)含む 第7工区:西ノ川(No. 1+10)	土砂、現場制約有り 運搬距離40m以下	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
掘削 CB210100		土砂, 現場制約あり	m3	1			02-01-02	
人力運搬(積込み～運搬～取卸し) CB211150		40m以下	m3	1			02-01-04	
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 11号	土砂等運搬	現場制約有り、人力、土砂（岩塊・玉石混り・土含む）、有り、8. 0km以下	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
土砂等運搬		現場制約あり、人力、土砂(岩塊・玉石混り土含む)、有り、8. 0km以下	m3	1			02-01-02	
CB210110								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 12号	残土等処分	土砂（草根混じり土）	単位	m3	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
残土等処分			m3	1			02-01-02	
CB210560								
合計								
単価							円／m3	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 13号	交通誘導警備員	交通誘導警備員A（昼間）	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A			人日	1			単 17号 02-05-21	
WB010211								
合計								
単価							円／人日	

1 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 14号	交通誘導警備員	交通誘導警備員B（昼間）	単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B			人日	1			単 18号 02-05-21	
WB010212								
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 15号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 一般廃棄物 (刈草)		Y007600001001	t	100				
合計								
単価							円/t	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 16号 WB020052	処分費(t)		単位	t	単位数量	100	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
処分費 一般廃棄物 (塵芥)		Y007600001002	t	100				
合計								
単価							円/t	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 17号 WB010211	交通誘導警備員A		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員A		R0803	人	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

2 次単価表

単価使用年月	2026. 07
歩掛適用年月	2026. 07
労務調整係数	1. 000-00000 0. 0 0

単 18号 WB010212	交通誘導警備員B		単位	人日	単位数量	1	単価	
名称・規格		条件	単位	数量	単価	金額	摘要	
交通誘導警備員B		R0804	人	1				
諸雑費(まるめ)		ZS3000004	式	1				
合計								
単価							円／人日	

特記仕様書

工事名 河川維持補修工事（奥殿川他）

工事場所 京都市右京区鳴滝般若寺町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和 8 年 5 月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和 8 年 5 月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「クールタイム・シフト工事」の試行）

- 1 本工事は「京都市建設局クールタイム・シフト工事」の対象（受注者希望方式）であり、「京都市建設局クールタイム・シフト工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000354379.html>に基づいて実施する。
- 2 受注者は、実施を希望する場合、実施開始までに、実施期間及び実施内容を発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、その実施内容を反映させること。
- 3 施工計画書提出後に実施の協議が整った場合は、変更施工計画書に、その実施内容を反映させること。

第3条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 請負者は、監督職員との連絡を密にとり、疑義が生じた場合は監督職員と十分に打合せを行い、遺漏のないよう努めること。
- 2 私有地内にある樹木等に損害を与えたり、踏み荒らしたりすることがないように十分注意すること。損傷を与えた場合は、請負者の責任において処理すること。
- 3 施工機械については、日々運搬回送すること。回送費は、共通仮設費に含まれている。
- 4 本工事施工範囲における、施工上及び現場管理上のトラブルについては、請負者の責任において処理すること。
- 5 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡回・点検を行い安全確保に努めること。
- 6 除草の工区については、契約後速やかに作業計画を作成し、監督員と協議して決定する。
- 7 除草後の草が散乱しないように、すみやかに集積運搬処分すること。
- 8 工期末1ヶ月半前には出来高数量及び出来形数量を監督職員に提出すること。
- 9 刈取り高は5cmとして施工しなければならない。
- 10 本設計においては、除草処分量 5.0t(0.35t/1,000m²) 散在塵芥処分量 0.1t (0.01t/1,000m²) を見込んでいるが、処分時の状態や植生状況、また設計条件の変更等に伴う重量の増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。
- 11 その他については、監督職員の指示に従うこと。

第6条（施工時間）

施工は昼間施工とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（交通誘導警備員）

- 1 受注者は、当該工事に警備業者の交通誘導警備員を配置する必要がある場合、警備員等の検定等に関する規則（平成17年11月18日国家公安委員会規則第20号）に基づく交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）を規制箇所ごとに1名以上配置するものとする。ただし、同規則第2条の規定により、各公安委員会が必要と認める路線・区間以外で、所轄警察署等との打合せの結果、交通誘導警備検定合格者（1級又は2級）以外の配置を認められた場合は、この限りではない。
- 2 受注者は、交通誘導警備検定合格証の写しを監督職員に提出するものとする。

- 3 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
奥殿川②	1 名	交通誘導警備員 A 1 名	昼 間	無
上記以外の工区	1 名	交通誘導警備員 B 1 名	昼 間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第 8 条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の表 3-1-1 段階確認一覧表に示す各種別及び次の種類の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、受注者にあつては、現場代理人又は主任（又は監理）技術者、若しくは、あらかじめ監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

段階確認

工 種	検 査 時 期	回 数
除草工	除草作業完了後速やかに	1 回
清掃工	塵芥処理作業完了後速やかに	1 回
浚渫工	浚渫作業完了後速やかに	1 回

4 建設副産物に関する事項

第 9 条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成 23 年 4 月 1 日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成 16 年 4 月 1 日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のある A、B 2、D、E 票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
一般廃棄物 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区桎原秤谷町 39-1	設計運搬距離 L = 5.5 km
一般廃棄物 (塵芥等)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市左京区静海市原町 1339	設計運搬距離 L = 14.4 km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
土砂 (草根混じり土)	京都府京都市南区吉祥院長田町 517	設計運搬距離 L = 6.5km

建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 「京都市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」第10条に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者へ搬出することについて、監督職員の承諾を得た場合
- (2) 土砂等の性状（色、臭い等）、廃棄物の混入等から埋立基準に適合しないおそれがあり、土壌調査の実施について監督職員の承諾を得た場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

第10条（建設発生土の搬入搬出）

受注者は、建設発生土が搬出される工事を行う場合、受入施設における搬入前・搬入中・搬入後の写真を工事写真に添付のうえ、監督職員に提出するものとする。

5 その他事項

第 11 条（検査書類の提出）

本工事における検査書類については工期末の 2 週間前までに提出する。

第 12 条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和 6 年 3 月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第 13 条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和 5 年 3 月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へ Web 会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的な Android や i-Phone 等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

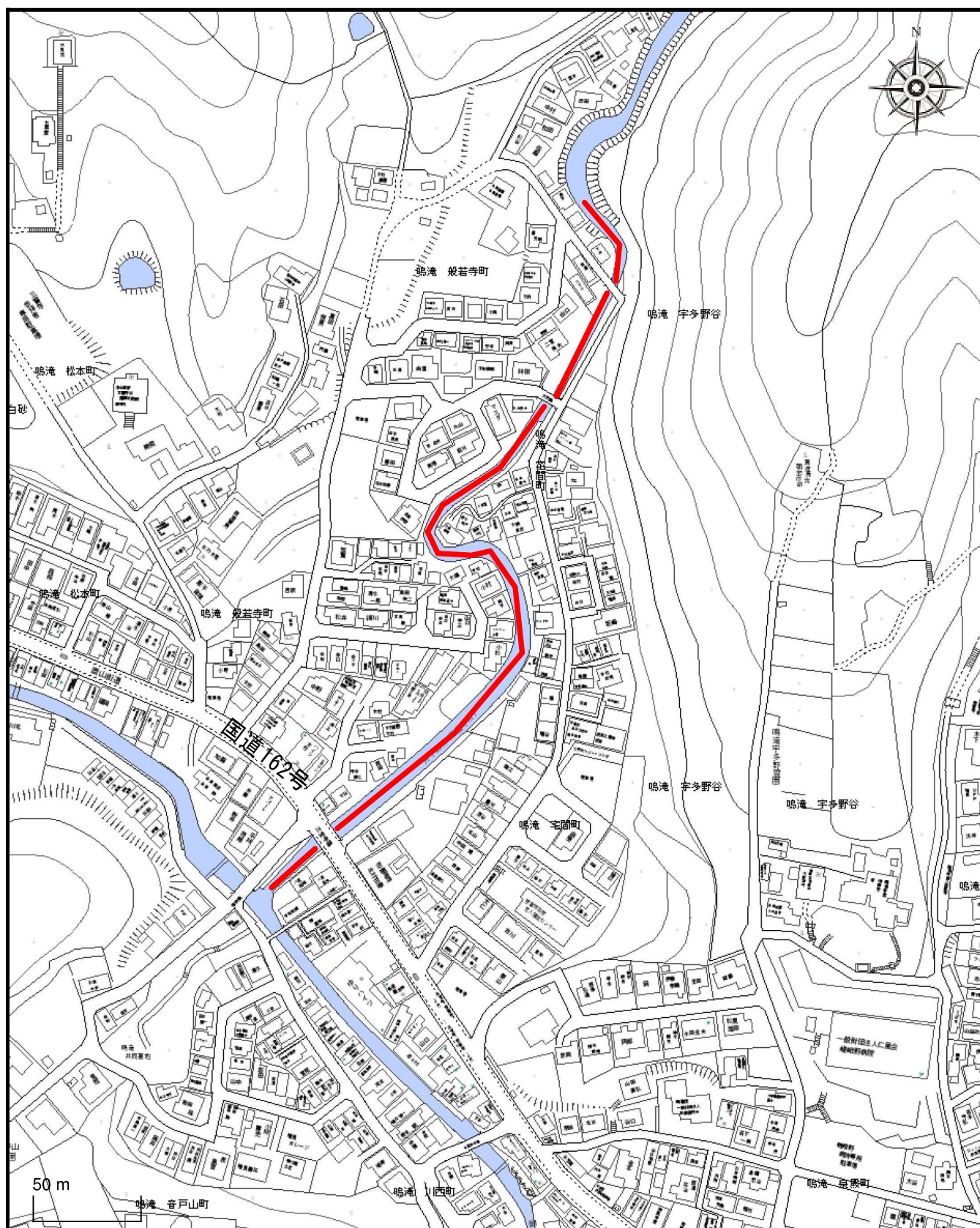
(4) 成績評価

遠隔臨場を実施した工事の成績評価は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

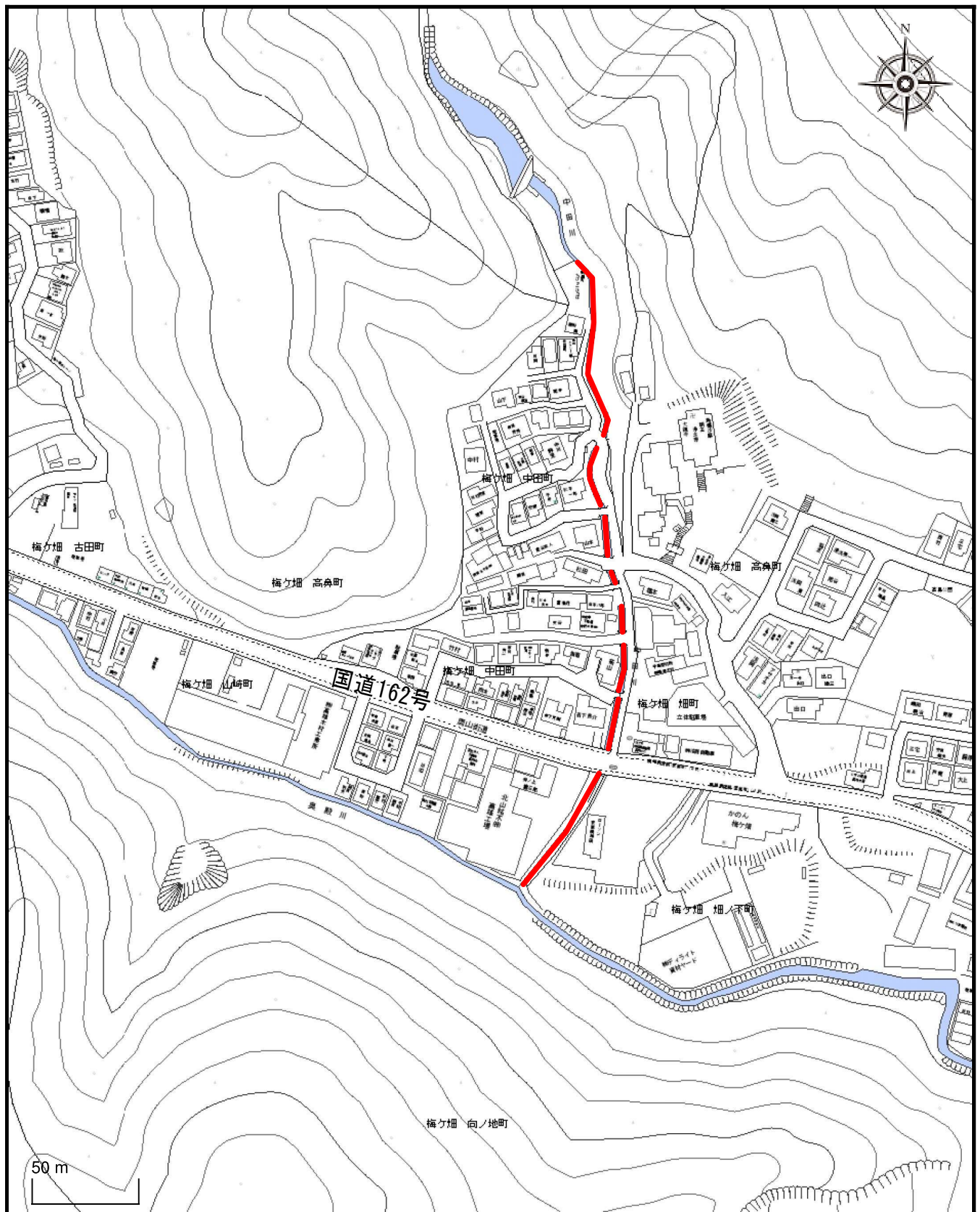
第14条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>)に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

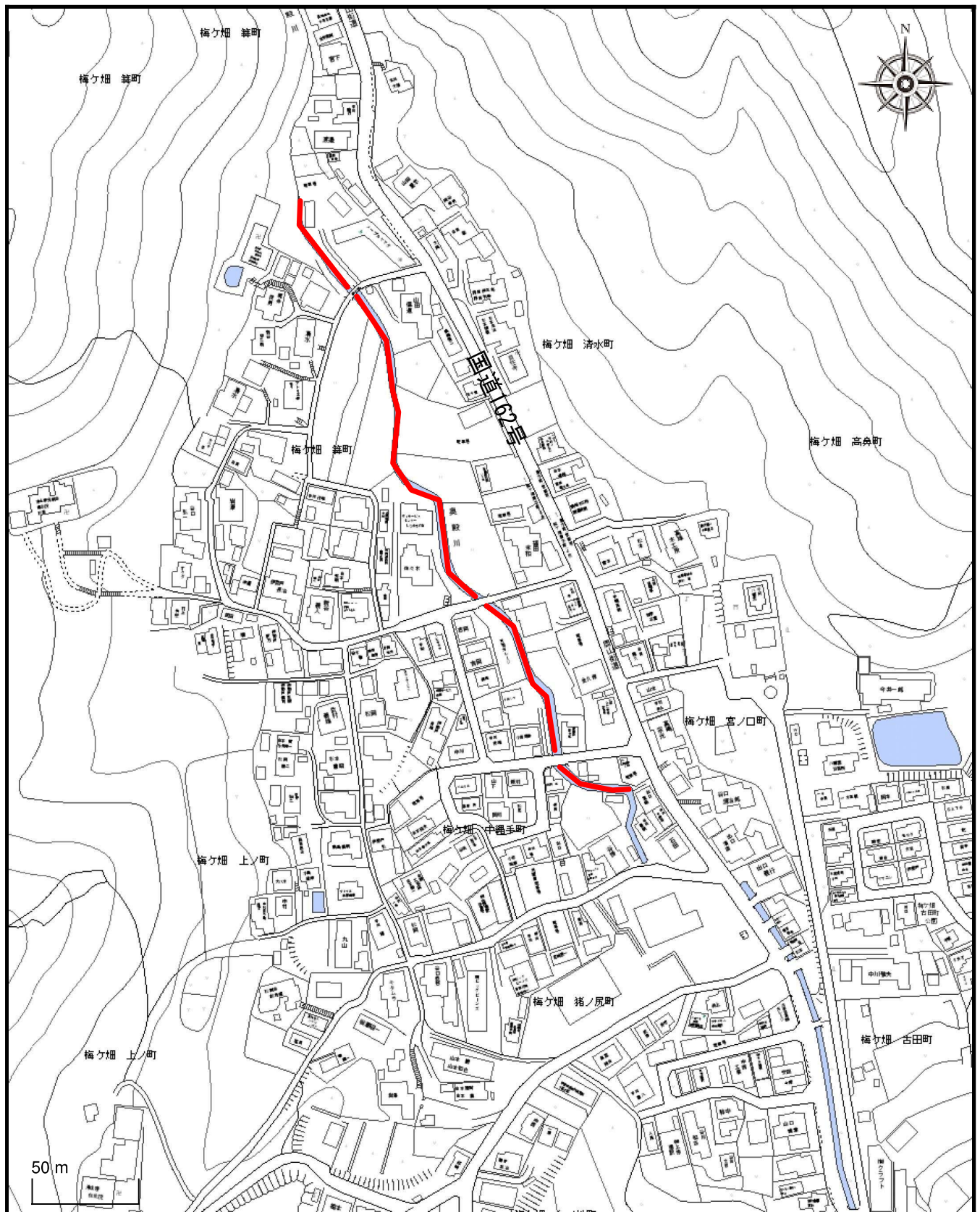
第1工区(三宝寺川)



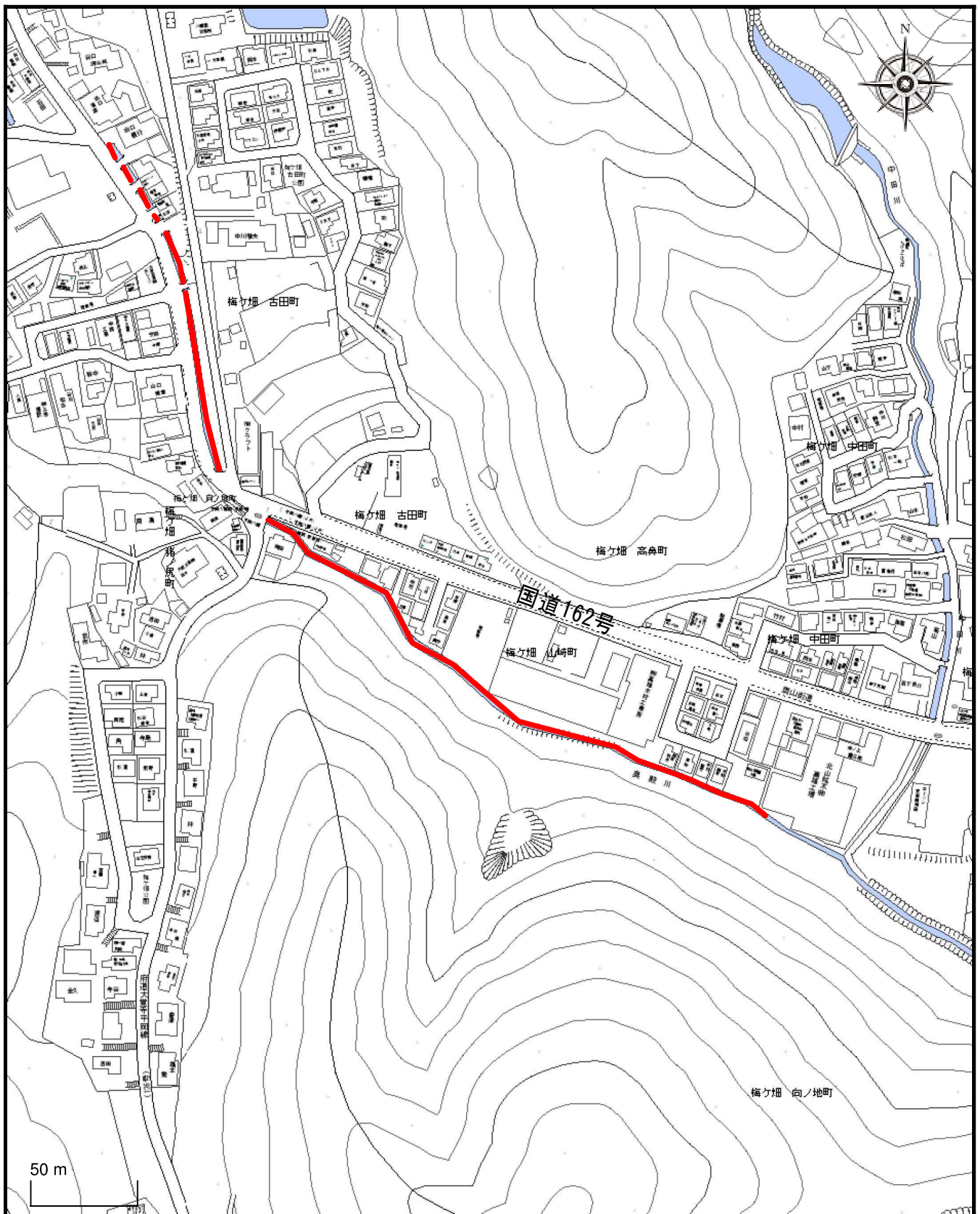
第2工区(中田川)



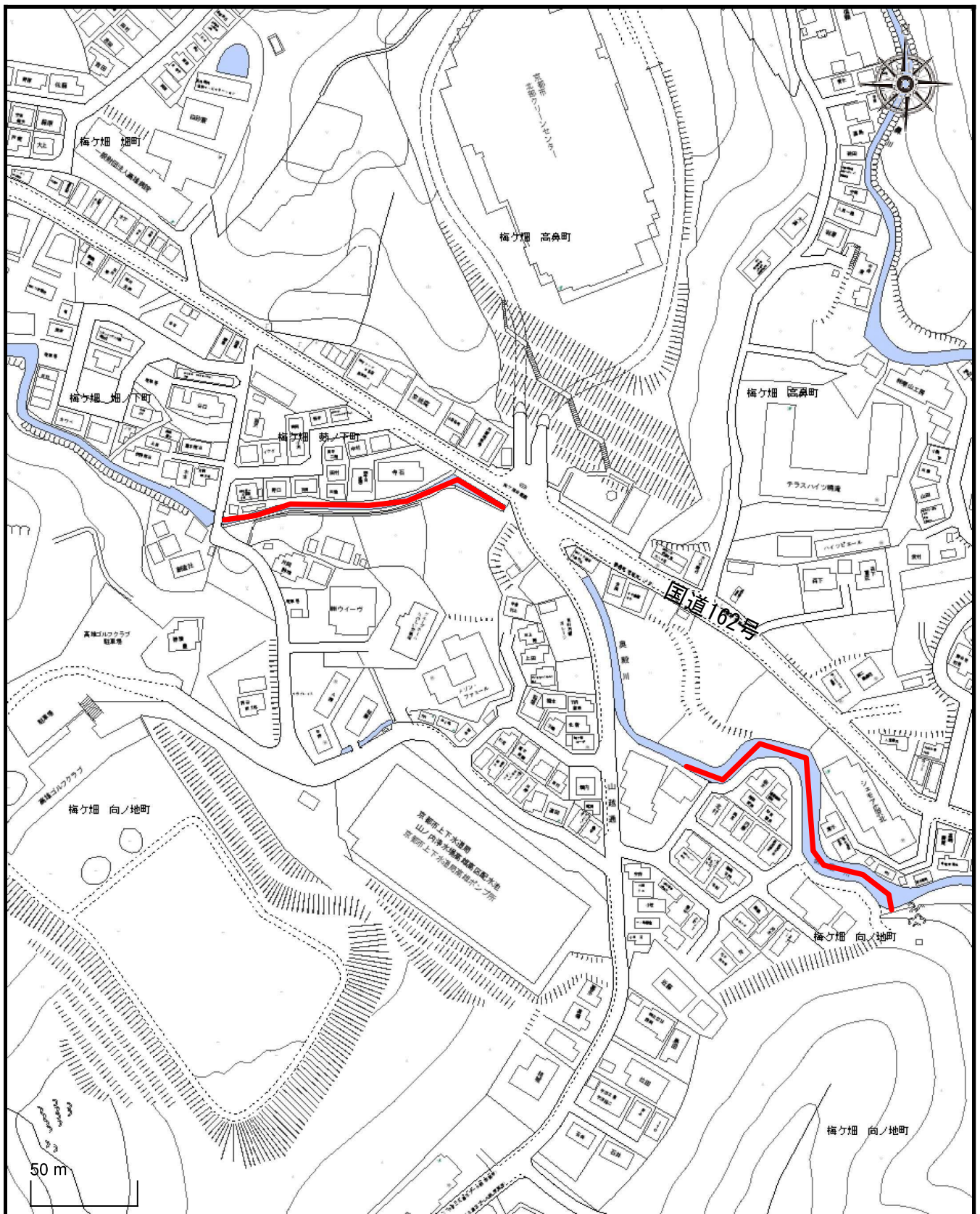
第3工区(奥殿川1)



第4工区(奥殿川2)



第5工区(奥殿川3)



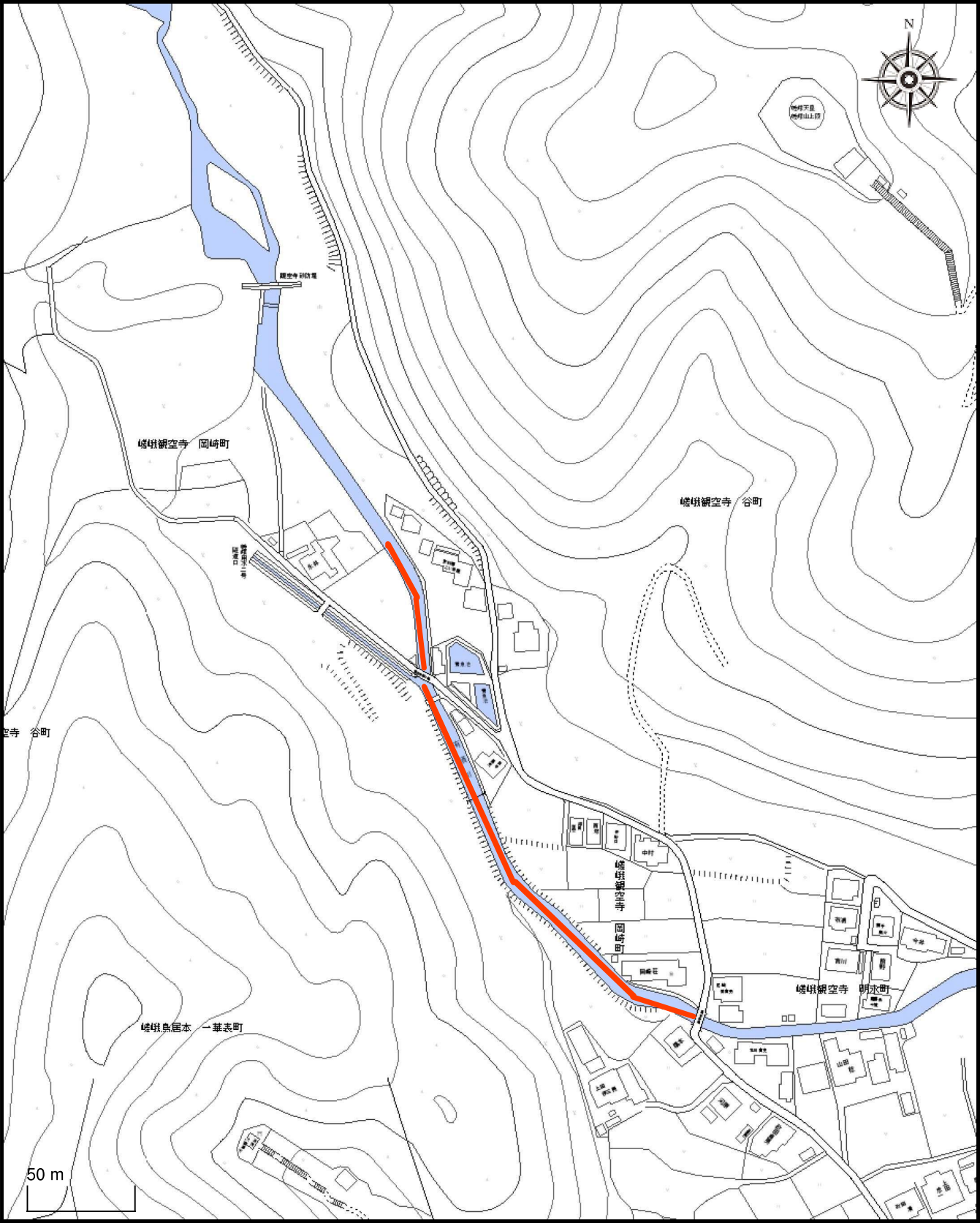
1 / 2500

注釈1

第6工区(有栖川)

135.669421,35.033726

135.674464,35.033726



135.669421,35.028562

1 / 2500

135.674464,35.028562

注釈1

2024年06月05日 11時56分

第7工区(西ノ川)

